

## 中国の最近の輸出規制とその関連動向（2024年12月末～2025年1月初め）

—米国に対する対抗措置を更に拡大

—輸出管理法初の「輸出管理規制ユーザーリスト」を掲載

信頼できないエンティティリストや反外国制裁法の報復リストと複合的運用

—今後、再輸出規制の拡大により、中国外で中国原産品を使用した製品の対米輸出が中国当局の許可対象になる可能性

2025.1.7

CISTEC 事務局

### 【全体の構成】

- ① 両用品及び技術輸出入許可証管理リストの改訂（2024年12月31日公布、2025年1月1日施行）
  - 両用品目輸出管理条例に基づく両用品目輸出管理リストの制定に伴い、両用品及び技術輸出入許可証管理リスト中の「輸出管理リスト」の 카테고리を再編（12 カテゴリーから3 カテゴリー（①両用品目、②核品目、③有毒化学品前駆物質）に再編）—
  - 「輸出管理リスト（有毒化学品前駆物質）」及び「輸入管理リスト（同）」に品目を追加—
- ② 中国輸出禁止・輸出制限技術リストの調整の公開意見募集に関する通知（2025年1月2日～2月1日）
- ③ 米国企業28社を輸出管理規制ユーザーリストに掲載することを公布（2025年1月2日公布、施行）
- ④ 米国企業10社を信頼できないエンティティリストに掲載（2025年1月2日公布、施行）
- ⑤ 米国企業7社を反外国制裁法に基づく報復リストへ追加（2024年12月27日公布、施行）

### ① 両用品及び技術輸出入許可証管理リストの改訂（2024年12月31日公布、2025年1月1日施行）

両用品及び技術輸出入許可証管理規則に基づく「両用品目・技術輸出入許可証管理リスト」の定例改正が2024年12月31日に公表された（2025年1月1日施行）。

2025年度《両用品目・技術輸出入許可証管理リスト》の公布の公告（中華人民共和国商務部サイト2024年12月31日）：[別添1](https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2024/art_636ab584a448477d906e54f63719b27f.html)※CISTEC 仮訳  
[https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2024/art\\_636ab584a448477d906e54f63719b27f.html](https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2024/art_636ab584a448477d906e54f63719b27f.html)

両用品目・技術輸出入許可証管理リスト（本体）

[https://www.mofcom.gov.cn/cms\\_files/filemanager/600926013/attach/202412/8db3aacb2b7c47f0a4402203cff7f635.pdf?fileName=2025%E5%B9%B4%E5%BA%A6%E3%80%8A%E4%B8%A4%E7%94%A8%E7%89%A9%E9%A1%B9%E5%92%8C%E6%8A%80%E6%9C%AF%E8%BF%9B%E5%87%BA%E5%8F%A3%E8%AE%B8%E5%8F%AF%E8%AF%81%E7%AE%A1%E7%90%86%E7%9B%AE%E5%BD%95%E3%80%8B.pdf](https://www.mofcom.gov.cn/cms_files/filemanager/600926013/attach/202412/8db3aacb2b7c47f0a4402203cff7f635.pdf?fileName=2025%E5%B9%B4%E5%BA%A6%E3%80%8A%E4%B8%A4%E7%94%A8%E7%89%A9%E9%A1%B9%E5%92%8C%E6%8A%80%E6%9C%AF%E8%BF%9B%E5%87%BA%E5%8F%A3%E8%AE%B8%E5%8F%AF%E8%AF%81%E7%AE%A1%E7%90%86%E7%9B%AE%E5%BD%95%E3%80%8B.pdf)

同リストは 2005 年 12 月 31 日に商務部と税関総署が共同で制定して以来、毎年 12 月末に改正、公布され、翌 1 月 1 日に施行されており、「両用品及び技術輸入許可証管理リスト」と「両用品及び技術輸出許可証管理リスト」が含まれている。

同リストは従来、核関連等の個別の条例等の大量破壊兵器関連行政法規等の規制品目リストをまとめたものとしてリスト規制の品目リストとなっており、個別に発出される公告に基づく臨時規制（輸出管理法に基づき最長 2 年間の臨時規制を実施できる。）の規制品目の反映など含めて、毎年 12 月末に改正されている。

その後、昨年、中国輸出管理法に基づく「両用品目輸出管理条例」（2024 年 10 月 19 日公布、12 月 1 日施行）に基づき、核両用品等の個別の条例等に基づく輸出管理リストや個別の公告に基づく臨時規制の規制品目と系統的に統合された「両用品目輸出管理リスト」が公表され、「両用品及び技術輸出入許可証管理リスト」はどのような改正が行われるのかが注目されていた。

■中国輸出管理法に基づく統一品目リストの公布について（速報）

[https://www.cistec.or.jp/service/keizai\\_anzenhoshu/china/data/20241118.pdf](https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhoshu/china/data/20241118.pdf)

■両用品目輸出管理条例に基づく「両用品目輸出管理リスト」※CISTEC 仮訳

[https://www.cistec.or.jp/service/keizai\\_anzenhoshu/china/data/20241125.pdf](https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhoshu/china/data/20241125.pdf)

#### ・ 改正内容

今般の改正の概要は以下のとおり。カテゴリーの再編やリスト表記の仕方の変更等があるため、単純に比較はできないが、2024 年度版の両用品目では 690 項目であったところ、その後新たに公布施行された臨時管理品目を加えて作成された「中華人民共和国両用品目輸出管理リスト」（2024 年 12 月 1 日施行）を収録した 2025 年度版「一、両用品目輸出管理リスト掲載品目」では許可証管理する両用品目が 765 項目に増補されている。

※改正前後の比較の詳細は、**別添 2**を参照されたい。

■輸出管理リストを 12 カテゴリーから 3 カテゴリーに再編。

従来の 12 カテゴリー中、

- ・核関連品目（以下①の品目（2024年版）を「②核輸出管理リスト」（2025年版）に変更（品目変更はなし）。
- ・両用品目に関係する品目（以下②～⑥、⑨～⑫の品目（2024年版）を「①両用品目輸出管理リスト」（2025年版）に集約）を統合。
- ・「①両用品目輸出管理リスト」は、昨年、公布・施行された、両用品目輸出管理条例に基づく両用品目輸出管理リスト（上記 URL を参照）の内容と基本的には同様であり、規制内容と品目毎に 5 桁の管理番号が記載されている。

加えて、「①両用品目輸出管理リスト」に関しては、規制内容が簡略化された商品名と税関品目番号（HS コード）が記載されている。

- ・有毒化学品前駆物質品目（以下⑦及び⑧（2024年版）を「③有毒化学品前駆物質」に変更（一部品目追加あり）。
- ・「核輸出管理リスト」及び「易制毒化学品（有毒化学品前駆物質）」は、規制対象品が専用品等であることから、「両用品目輸出管理リスト」とは別に、それぞれ単独で記載されている。これにより、昨年、公布・施行された、両用品目輸出管理条例に基づく両用品目輸出管理リスト（＝「①両用品目輸出管理リスト」）には、（当該リストが公表された際に廃止されなかった核輸出規制条例及び易制毒化学品管理条例に基づく）核輸出管理リスト及び易制毒化学品（有毒化学品前駆物質）の品目が含まれていないことが明らかとなった。

2024 年版	2025 年版
－	① 両用品目輸出管理リスト (765 項目)
① 核輸出管理リスト (159 項目)	② 核輸出管理リスト (159 項目)
② 核両用品と関連技術輸出管理リスト (196 項目)	上記①に集約
③ 生物両用品と関連設備・技術の輸出管理リスト (144 項目)	
④ 規制化学品管理条例リスト (74 項目)	
⑤ 関連化学品と関連設備と技術輸出管理リスト (38 項目)	
⑥ ミサイルと関連品目と技術輸出管理リスト (186 項目)	
⑦ 易制毒化学品 (有毒化学品前駆物質) (一) (54 項目)	③ 易制毒化学品 (有毒化学品前駆物質) (一) (61 項目)
⑧ 易制毒化学品 (有毒化学品前駆物質) (二) (17 項目)	(二) (41 項目)
⑨ 両用品目の一部の品目 (13 項目)	上記①に集約

⑩ 特殊両用品目（27 項目） ※黒鉛・レアアース等の臨時管理項目も掲載。	
⑪ 商用暗号輸出管理リスト（11 項目）	
⑫ 臨時管理無人機（1 項目）	

■輸入管理リスト中の「②有毒化学品前駆物質」に品目が追加。

従来からの 4 カテゴリーに変更はなし。

2024 年版	2025 年版
(ア)規制化学品管理条例リスト (74 項目)	① 規制化学品管理条例リスト（74 項目）
② 易制毒化学品（有毒化学品前駆物質）（54 項目）	② 易制毒化学品（有毒化学品前駆物質）（61 項目）
④ 放射性同位体（10 項目）	③ 放射性同位体（10 項目）
⑤ 商用暗号輸入許可リスト（4 項目）	④ 商用暗号輸入許可リスト（4 項目）

② 中国輸出禁止・輸出制限技術リストの調整の公開意見募集に関する通知（2025 年 1 月 2 日～2 月 1 日）

今般、対外貿易法及び技術輸出入管理条例の関連規定に基づき、商務部は科学技術部等の部門と共同で中国輸出禁止・輸出制限技術リストの調整に関する意見募集が公表された（2025 年 1 月 2 日～2 月 1 日）。別添 3※CISTEC 仮訳

本件は、輸出管理法を主たる根拠としている安全保障の観点の規制とは異なり、一般品目に対し規制する対外貿易法傘下の「技術輸出入管理条例」に基づく「輸出禁止・輸出制限技術リスト（※）」の調整に関する意見募集となる。

技術輸出入管理条例は、「輸出禁止技術」、「輸出制限技術」及び「輸出自由技術」の 3 つのカテゴリーに分類しており、このうち「輸出禁止技術」及び「輸出制限技術」を輸出禁止・輸出制限技術リストに掲げている（※本リストに掲載されていないものは「輸出自由技術」として当該技術の輸出入は自由）。

輸出禁止技術は輸出が禁止され（同条例第 32 条）、輸出制限技術は契約締結前後に主管部門に申請し、技術輸出許可を取得することが必要となる（同条例第 33 条～第 38 条）。

（※）「輸出禁止・輸出制限技術リスト」は、中国が WTO 加盟（2001 年 12 月）に伴い、貿易の開放が原則となった中で、対外貿易法の下位規則として、「技術輸出入管理条例」を制定し、留保対象として、輸出を禁止し、又は制限する技術をリスト化したもの。本来は、安全保障関連ではない一般品目が対象だったが、2020 年の改訂で安全保

障にも関連するハイテク品目（新興技術的なものも含む）を多数追加した。

2023年12月には、従来の一般品目の多くが削除されたが、レアアース（希土類）磁石（サマリウムコバルト磁石、ネオジウム・鉄・ホウ素磁石、セリウム磁石）の製造技術その他のハイテク技術品目等も追加された。

参考：直近の改正と最新の輸出禁止・輸出制限技術リスト

■中国における「輸出禁止・輸出制限技術リスト」の施行について（第2版）（レアアース磁石等の製造技術の輸出規制）ーリスト全訳付きー

<https://www.cistec.or.jp/service/uschina/20231226.pdf>

■輸出禁止・輸出制限技術リスト※CISTEC 仮訳

<https://www.cistec.or.jp/service/uschina/20231226.pdf#page=10>

#### ・改正内容等

今般の改正の概要は以下のとおり。今回のリストの調整では、新たに1項目の技術を追加し、1項目の技術を修正し、3項目の技術を削除する改定案となっている。

コンサルティング会社ベンチマーク・ミネラル・インテリジェンスの電池原材料担当責任者アダム・ウェブ氏は、この提案は中国が電気自動車（EV）用電池の製造に必要なリチウムの加工で世界の70%シェアを維持するのに役立つとの見方を示した。輸出規制の規模によっては中国の技術を使ってリチウム化学物質を生産したい西側のリチウム生産者にとって課題となる可能性があるという（2025.1.3 ロイター）。

#### ■新規追加予定の技術項目1件

①「二、輸出制限部分」の産業分野「化学原料・化学製品製造業」（21～23番目）に（技術の名称）「電池正極材料の調製技術」（番号：252604X）を追加。

当該技術項目の管理の要点は、

- 「1. 同時に以下の条件を満たす電池用リン酸鉄リチウムの調製技術」、
- 「2. 同時に以下の条件を満たす電池用リン酸マンガン鉄リチウムの調製技術」、
- 「3. リン酸塩正極原材料の調製技術」とする。

#### ■修正予定の技術項目1件

①「二、輸出制限部分」の33番目：産業分野「非鉄金属精錬・圧延加工業」の技術の名称「非鉄金属冶金技術」（番号083201X）について

- a. 管理の要点2を“イオン交換法、樹脂法等の方法を通じてアルミナ母液中から金属ガリウムを抽出する技術とプロセス”に修正し、さらに
- b. 管理の要点に以下の5項目を追加：
  - 「9. リシア輝石からリチウムを抽出し炭酸リチウムを生産する技術」、

- 「10. リシア輝石からリチウムを抽出し水酸化リチウムを生産する技術」、  
「11. 金属リチウム（合金）およびリチウム材料の調製技術」、  
「12. 未精製塩水からの直接リチウム抽出技術」、 「13. リチウム含有浄化液の調製技術」。

■削除する予定の技術項目 3 件

- ①「一、輸出禁止部分」の 17 番目：産業分野「建築装飾・内装とその他の建築業」の技術の名称「中国伝統建築技術」（番号 085001J）。
- ②「二、輸出制限部分」の 85 番目：産業分野「建築装飾・内装とその他の建築業」の技術の名称「中国伝統建築技術」（番号 085001X）。
- ③「二、輸出制限部分」の 86 番目：産業分野「建築装飾・内装とその他の建築業」の技術の名称「建築環境制御技術」。

③ 米国企業 28 社を輸出管理規制ユーザーリストに掲載することを公布（2025 年 1 月 2 日 公布、施行）

今般、中国輸出管理法及び両用品目輸出管理条例（2024 年 10 月 19 日公布、12 月 1 日施行）等の基づき、米国企業 28 社を輸出管理規制ユーザーリストに掲載し、これらの企業に対し両用品目の輸出を禁止等する旨が発表された（2025 年 1 月 2 日公布・施行）。

商務部公告 2025 年第 1 号：別添 4※機械翻訳

<http://exportcontrol.mofcom.gov.cn/article/gndt/202501/1081.html>

本措置は、輸出管理法（第 18 条）及び両用品目輸出管理条例（第 28 条～第 30 条）に基づき、米国の禁輸リストである Entity List に相当するリストとして、初めて発動されたものである。

同条例第 29 条においては、管理リスト（今回のユーザーリスト）に掲載された輸入業者、エンドユーザーに対し、両用品目の取引の禁止や制限等を行うことができるとされており、今回の措置では「両用品目を輸出することを禁止」するとされている。さらに、現在進められている関連輸出活動に関しても直ちに停止するよう求めている。

加えて、商務部報道官の記者会見において、掲載企業への両用品目の禁輸に関し「如何なる輸出者も違反してはならない」とされており、同条例第 49 条に基づく再輸出規制における「特定の組織・個人」に該当するものとして、原産品規制等の 3 種類の再輸出規制の対象になると思われる。

なお、昨年 12 月 3 日に米国向けの輸出規制（再輸出規制を含む。）が公布・施行されているが、その際に米国の軍事ユーザー又は軍事用途向けにすべての両用品の輸出が禁止されたのと同様、今回の措置でも、両用品目に限定はなく、掲載企業への同条例に基づく

「両用品目輸出管理リスト」等に掲げられた全ての品目が禁輸となる（ガリウム、ゲルマニウム、アンチモン等の一部品目に限定されるわけではない）。

■米国の対中輸出規制強化に対する中国の対抗措置について（2024.12.5）

- 米国防衛関連企業・分野向けの全ての汎用品輸出を禁止
- 優位性ある鉱物資源輸出を対米原則不許可又は厳格審査
- 輸出管理法の再輸出規制の適用開始。今後適用類型が拡大し、国際サプライチェーンに大きな影響の可能性

[https://www.cistec.or.jp/service/keizai\\_anzenhoshho/china/data/20241205.pdf](https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhoshho/china/data/20241205.pdf)

そして、中国原産品など中国に関連する品目等は再輸出規制の対象となるため、日本の企業においても細心の注意を払って輸出取引を行うことが必要である（現在は、再輸出規制は、中国原産品のみが対象だが、今後遠からず、デミニミスルール、外国直接製品ルールが適用される可能性が高いこと、即ち、西側諸国で中国原産品を使って製造された品目が中国当局の許可対象になり得ることに十分な留意が必要となる）。

また、今般、米国企業 28 社が掲載されたが、一部の企業を除き、既に台湾への武器供与を理由により反外国制裁法に掲載済みの企業もあり、今後、ユーザーリストへの掲載や「信頼できないエンティティリスト」、反外国制裁法に基づき措置など、あらゆる措置を包括的に運用していく可能性がある。

■商務省報道官による記者会見（商務部ウェブサイト 2025 年 1 月 3 日）

<http://exportcontrol.mofcom.gov.cn/article/gndt/202501/1079.html>

商務省報道官が輸出管理規制ユーザーリストに関する問題についての記者の質問に回答

質問：

我々は商務省が米国企業 28 社を輸出管理規制ユーザーリストに掲載したことを公表したことに注意を払っているが、どのようにお考えか伺いたい。

回答：

国の安全と利益を守り、拡散防止等の国際義務を履行するために、《中華人民共和国輸出管理法》及び《中華人民共和国両用品目輸出管理条例》等の法律・法規の関連規定に基づき、中国政府は、国の安全と利益に危害を及ぼす米国企業 28 社を輸出管理規制ユーザーリストに掲載し、これらへの両用品目の輸出を禁止しており、如何なる輸出者も上記規定に違反してはならない。

中国政府はハイレベルの対外開放を揺るぎなく推進し続け、各種企業の合法的權益を確実に擁護し、法例を遵守した貿易を促進する。

■輸出管理法及び両用品目輸出管理条例の関連条文

■輸出管理法（抄）※CISTEC 仮訳

第十八条 国家輸出管制管理部門は、以下の状況が一つでもある輸入業者とエンドユーザーに対して、規制リストを作成する：

- (一) エンドユーザーあるいは最終用途の管理要求に違反したもの；
- (二) 国の安全と利益に危害を及ぼす恐れのあるもの；
- (三) 管理品目をテロリズムの目的に用いたもの。

規制リストに加えられた輸入業者とエンドユーザーに対して、国家輸出管制管理部門は管理品目に関わる取引を禁止・制限する、管理品目に関わる輸出を中止するよう命じる等の必要な措置を採ることができる。

輸出者は規定に違反して規制リストに加えられた輸入業者、エンドユーザーと取引を行ってはならない。

輸出者が特殊な状況下において、確かに規制リストに加えられた輸入業者、エンドユーザーと取引を行う必要のある場合は、国家輸出管制管理部門に申請を行うことができる。

規制リストに加えられた輸入業者、エンドユーザーは措置を採ることによって、第一項に規定した状況がなくなった場合は、国家輸出管制管理部門に規制リストからの削除を申請することができる；国家輸出管制管理部門は実際の状況に基づいて、規制リストに加えた輸入業者、エンドユーザーを規制リストから削除するかを決定することができる。

■両用品目輸出管理条例（抄）※CISTEC 仮訳

第二十八条 国務院の商務主管部門は職権により、または関係方面からの提案、通報に基づいて、以下のいずれかの状況にある輸入業者、エンドユーザーを管理リストに加えることを決定することができる。

- (一) エンドユーザーまたは最終用途の管理要求に違反している；
- (二) 国の安全と利益を脅かす可能性がある；
- (三) 両用品目をテロ目的で使用している。

輸入業者、エンドユーザーが以下のいずれかの状況にあり、国の安全と利益を脅かす場合、前項の規定に基づいて執行する：

- (一) 両用品目を大量破壊兵器とその運搬手段の設計・開発・生産または使用に用いている；
- (二) 国の関係部門が法に基づいて関連取引、協力を禁止または制限する等の措置を講じている。

本条例第二十六条の規定に基づいて注視リストに加えられた輸入業者、エン

ドユーザーに本条第一項、第二項に規定する状況がある場合、国務院の商務主管部門はこれを管理リストに加え、同時に注視リストから削除することができる。

第二十九条 国務院の商務主管部門は情状の程度と具体的状況に基づいて、管理リストに掲載された輸入業者、エンドユーザーに対して以下の1つまたは複数の措置を講じることができる：

- (一) 関連する両用品目の取引を禁止する；
- (二) 関連する両用品目の取引を制限する；
- (三) 関連する両用品目の輸出を中止するよう命じる；
- (四) その他の必要な措置。

輸出者は規定に違反して管理リストに掲載された輸入業者、エンドユーザーと関連する両用品目の取引を行ってはならない。特殊な状況下で関連する取引を行う必要がある場合、輸出者は国務院の商務主管部門に申請書を提出し、許可を得た後に当該輸入業者、エンドユーザーと相応の取引を行い、要求に基づいて報告を行うことができる。

第三十条 管理リストに掲載された輸入業者とエンドユーザーが、国務院の商務主管部門の調査に協力し、関連する事実をありのままに述べ、違法行為を停止し、積極的に措置を講じ、有害な結果を除去し、要求に基づいて誓約を行いかつ履行し、本条例第二十八条に規定する状況がなくなった場合、国務院の商務主管部門に管理リストからの削除を申請することができる。国務院の商務主管部門は実際の状況に基づいて、これを管理リストから削除する決定を下すことができる。

第四十九条 国外の組織や個人が中華人民共和国の国外で特定の仕向国や地域、特定の組織・個人に以下の貨物、技術やサービスを移転・提供する場合、国務院の商務主管部門は関係する事業者の本条例の関連規定を参照して実行するよう要求することができる：

- (一) 中華人民共和国を原産とする特定の両用品目を含有、統合または混合して国外で製造された両用品目；
- (二) 中華人民共和国を原産とする特定の技術等の両用品目を使用して国外で製造された両用品目；
- (三) 中華人民共和国を原産とする特定の両用品目。

#### ④ 米国企業 10 社を信頼できないエンティティリストに掲載 (2025 年 1 月 2 日公布、施行)

今般、対外貿易法、国家安全法及び反外国制裁法等に基づき、台湾への武器売却の関与を理由として米国企業 10 社を信頼できないエンティティリストに掲載する旨が発表された (2025 年 1 月 2 日公布・施行)。

反外国制裁法に掲載済み企業のうち、Lockheed Martin Missiles and Fire Control 社等 10 社に対し、信頼できない実体リスト規定第 10 条に基づき、①中国に関連する輸出入活動への禁止、②中国国内への投資を禁止、③高級管理職員の入国禁止、④高級管理職員の中国国内での就業許可、滞在、在留資格の不承認及び取り消し、等の措置を講ずるものである。

■信頼できないエンティティリスト業務機構公告 2025 年第 1 号：別添 5 ※機械翻訳  
<http://exportcontrol.mofcom.gov.cn/article/gndt/202501/1080.html>

#### ■信頼できない実体リスト規定の関連条文

信頼できない実体リスト規定（抄）※CISTEC 仮訳

[https://www.cistec.or.jp/service/china\\_law/20201130-31-20200923-2.pdf](https://www.cistec.or.jp/service/china_law/20201130-31-20200923-2.pdf)

第十条 信頼できない実体リストに加えられた外国の実体に対して、実務機構は、実際の状況に基づいて、以下の 1 つ或いは複数の措置（以下、処理措置と呼ぶ）を採ることを決定し、且つ公布することができる。

- （一）中国に関連する輸出入活動に従事することを制限或いは禁止する；
- （二）中国国内で投資することを制限或いは禁止する；
- （三）関係人員或いは移動手段等の入国を制限或いは禁止する；
- （四）関係人員の中国国内での就業許可、滞在或いは在留資格を制限或いは取り消す；
- （五）情状の深刻さに基づいて、相応金額の罰金を科する；
- （六）その他の必要な措置。

前項に規定する処理措置は、関連部門が職責分業に基づいて、法に依り実施し、その他の関連団体及び個人は協力しなければならない。

#### ⑤ 米国企業 7 社を反外国制裁法に基づく報復リストへの追加（2024 年 12 月 27 日公布、施行）

今般、反外国制裁法に基づき、台湾への武器売却の関与を理由として米国企業 7 社を報復リストに掲載する旨が発表された（2024 年 12 月 27 日公布・施行）。

米国企業 7 社及び高級管理職員に対し、反外国制裁法第 4 条、第 5 条及び第 6 条等に基づき、①中国国内の動産、不動産及びその他の各種財産を凍結、②中国国内の組織、個人が当該企業と関係する取引、提携等活動を行うことを禁止する措置を講ずるものである。

■米国の軍需企業及び高級管理職員に対して報復措置を採ることに関する決定：別添 6  
※機械翻訳

[https://www.fmprc.gov.cn/web/wjbxw\\_new/202412/t20241227\\_11520050.shtml](https://www.fmprc.gov.cn/web/wjbxw_new/202412/t20241227_11520050.shtml)

■反外国制裁法の関連条文

反外国制裁法（抄）※CISTEC 仮訳

<https://www.cistec.or.jp/service/uschina/39-20210614.pdf#page=12>

第三条 中華人民共和国は覇権主義と強権政治に反対し、いかなる国がいかなる口実、いかなる方式によって中国の内政に干渉することに反対する。

外国国家が国際法と国際関係の基本準則に違反し、各種口実やその本国の法律に依拠して我が国に対して抑制、抑圧を行い、我が国の公民、組織に対して差別的規制措置を講じ、我が国の内政に干渉したならば、我が国は相応の報復措置を採る権利を有する。

第四条 国務院の関係部門は本法第三条に規定した差別的規制措置の制定、決定、実施に直接、あるいは間接的に関与した個人、組織を報復リストに加えることを決定することができる。

第五条 本法第四条の規定に基づいて報復リストに加えた個人、組織の他に、国務院の関係部門はさらに以下の個人、組織に対して報復措置を講じることができる。

- (一) 報復リストに加えた個人の配偶者と直系親族；
- (二) 報復リストに加えた組織の高級管理職員あるいは実質支配者；
- (三) 報復リストに加えた個人が高級管理職員を担当する組織；
- (四) 報復リストに加えた個人と組織が実質的に支配する、あるいは設立、運営に関与する組織。

第六条 国務院の関係部門は各自の職責と職務分業に基づいて、本法第四条、第五条に規定する個人、組織に対して、実際の状況に基づいて以下の一つあるいは複数の措置を講じることができる：

- (一) 査証を発行しない、入国禁止、査証取消、あるいは国外追放；
- (二) 我が国国内にある動産、不動産やその他の各種財産の差し押さえ、押収、凍結；
- (三) 我が国国内の組織、個人との関連取引、協力等の活動の禁止あるいは制限；
- (四) その他の必要な措置。

2025 年度《両用品目・技術輸出入許可証管理リスト》の公布<sup>1</sup>

【公布団体】安全与管制局（安全与進出口管制局）  
【公布文書番号】商務部・海関総署 2024 年第 67 号  
【文書公布期日】204 年 12 月 31 日

《中華人民共和国輸出管理法》《中華人民共和国両用品目輸出管理条例》および商務部・海関総署 2005 年第 29 号令（《両用品目技術輸出入許可証管理弁法》）、および《中華人民共和国両用品目輸出管理リスト》、2025 年《中華人民共和国輸出入税則》に基づいて、商務部・海関総署の《両用品目・技術輸出入許可証管理リスト》の調整を行い、今ここに調整後の《両用品目・技術輸出入許可証管理リスト》を公布する。

輸入者は放射性同位体の輸入には《放射性同位体・放射線装置安全および防護条例》および《両用品目・技術輸出入許可証管理弁法》の関連規定に基づき、生態環境部に報告し許可を得た後に、商務部の割当許可証事務局で両用品目・技術輸入許可証を申請して受領し、許可証に基づいて海関（税関）で輸入手続きを行わなければならない。

本公告は 2025 年 1 月 1 日より正式に実施し、商務部・海関総署 2023 年第 66 号公告で公布した《両用品目・技術輸出入許可証管理リスト》は同時に廃止する。

商務部 海関総署  
2024 年 12 月 31 日

---

<sup>1</sup> 「发布 2025 年度《两用物项和技术进出口许可证管理目录》」（中華人民共和国商務部サイト 2024 年 12 月 31 日）

[https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2024/art\\_636ab584a448477d906e54f63719b27f.html](https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2024/art_636ab584a448477d906e54f63719b27f.html)；（両用品目・技術輸出入許可証管理リスト本体）

[https://www.mofcom.gov.cn/cms\\_files/filemanager/600926013/attach/202412/8db3aacb2b7c47f0a4402203cff7f635.pdf?fileName=2025%E5%B9%B4%E5%BA%A6%E3%80%8A%E4%B8%A4%E7%94%A8%E7%89%A9%E9%A1%B9%E5%92%8C%E6%8A%80%E6%9C%AF%E8%BF%9B%E5%87%BA%E5%8F%A3%E8%AE%B8%E5%8F%AF%E8%AF%81%E7%AE%A1%E7%90%86%E7%9B%AE%E5%BD%95%E3%80%8B.pdf](https://www.mofcom.gov.cn/cms_files/filemanager/600926013/attach/202412/8db3aacb2b7c47f0a4402203cff7f635.pdf?fileName=2025%E5%B9%B4%E5%BA%A6%E3%80%8A%E4%B8%A4%E7%94%A8%E7%89%A9%E9%A1%B9%E5%92%8C%E6%8A%80%E6%9C%AF%E8%BF%9B%E5%87%BA%E5%8F%A3%E8%AE%B8%E5%8F%AF%E8%AF%81%E7%AE%A1%E7%90%86%E7%9B%AE%E5%BD%95%E3%80%8B.pdf)

両用品目・技術輸出入許可証管理リスト(両用物項和技術進出口許可証管理目録)  
2024年度版、2025年度版の比較

2024年度版	2025年度版	2025年版での変更点;備考
I: 両用品目・技術輸入許可証管理リスト(142項目)	I: 両用品目・技術輸入許可証管理リスト(149項目)	
一、規制化学品管理条例リスト掲載品目(74項目)	一、規制化学品管理条例リスト掲載品目(74項目)	
二、易制毒化学品(有毒化学品前駆物質)(54項目)	二、易制毒化学品(有毒化学品前駆物質)(61項目)	55-61番目(7項目)を新たに追加
三、放射性同位体(10項目)	三、放射性同位体(10項目)	
四、商用暗号輸入許可リスト(4項目)	四、商用暗号輸入許可リスト(4項目)	
II: 両用品目技術・輸出許可証管理リスト(920項目)	II: 両用品目技術・輸出許可証管理リスト(1026項目)	
	一、両用品目輸出管理リスト掲載品目(765項目)	リストに管理番号として両用品目輸出管理リストの項番(1A202など)を明記。
	(一)特殊用途材料と関連設備、化学製品、微生物および毒素(319項目;1-319番目)	両用品目輸出管理リスト第1類と同内容。
	1A システム、設備および部品(4項目;1-4番目)	両用品目輸出管理リストの1A。
	1B 試験、検査および生産設備(49項目;5-53番目)	両用品目輸出管理リストの1B。
	1C 材料(255項目;54~308番目)	両用品目輸出管理リストの1C。
	1D ソフトウェア(4項目;309-312番目)	両用品目輸出管理リストの1D。
	1E 技術(7項目;313-319番目)	両用品目輸出管理リストの1E。
	(二)材料加工(244項目;320-563番目)	両用品目輸出管理リスト第2類と同内容
	2A システム、設備および部品(7項目;320-326番目)	両用品目輸出管理リストの2A。
	2B 試験、検査および生産設備(226項目;327-552番目)	両用品目輸出管理リストの2B。
	2C 材料(2項目;553-554番目)	両用品目輸出管理リストの2C。
	2D ソフトウェア(4項目;555-558番目)	両用品目輸出管理リストの2D。
	2E 技術(5項目;559-563番目)	両用品目輸出管理リストの2E。
	(三)電子製品(52項目;564-615番目)	両用品目輸出管理リスト第3類と同内容。
	3A システム、設備および部品(28項目;564-591番目)	両用品目輸出管理リストの3A。
	3C 材料(20項目;592-611番目)	両用品目輸出管理リストの3C。 ※3Bに規制品目なし
	3D ソフトウェア(2項目;612-613番目)	両用品目輸出管理リストの3D。
	3E 技術(2項目;614-615番目)	両用品目輸出管理リストの3E。
	(四)コンピュータ(6項目;616-621番目)	両用品目輸出管理リスト第4類と同内容。
	4A システム、設備および部品(5項目;616-620番目)	両用品目輸出管理リストの4A。
	4D ソフトウェア(1項目;621番目)	両用品目輸出管理リストの4D。 ※4B・4Cに規制品目なし
	(五)電信および情報セキュリティ(14項目;622-635番目)	両用品目輸出管理リスト第5類(第一部分、第二部分)と同内

両用品目・技術輸出入許可証管理リスト(両用物項和技術進出口許可証管理目録)  
2024年度版、2025年度版の比較

	第5類 第1部分 電信	両用品目輸出管理リスト第5類第1部分と同内容。
	5A1 システム、設備および部品(1項目;622番目)	両用品目輸出管理リストの5A1。
	5E1 技術(1項目;623番目)	両用品目輸出管理リストの5E1。 ※5B1、5C1、5D1に規制品目なし
	第5類 第2部分 情報セキュリティ	両用品目輸出管理リスト第5類第2部分と同内容。
	5A2 システム、設備および部品(8項目;624-631番目)	両用品目輸出管理リストの5A2。
	5B2 試験、検査および生産設備(2項目;632-633番目)	両用品目輸出管理リストの5B2。
	5D2 ソフトウェア(1項目;634番目)	両用品目輸出管理リストの5D2。 ※5C2に規制品目なし
	5E2 技術(1項目;635番目)	両用品目輸出管理リストの5E2。
	(六)センサおよびレーザ(42項目;636-677番目)	両用品目輸出管理リスト第6類と同内容。
	6A システム、設備および部品(39項目;636-674番目)	両用品目輸出管理リストの6A。
	6D ソフトウェア(2項目;675-676番目)	両用品目輸出管理リストの6D。 ※6B、6Cに規制品目なし。
	6E 技術(1項目;677番目)	両用品目輸出管理リストの6E。
	(七)航法および航空電子機器(27項目;678-705番目)	両用品目輸出管理リスト第7類と同内容。
	7A システム、設備および部品(6項目;678-684番目)	両用品目輸出管理リストの7A。
	7B 試験、検査および生産設備(16項目;685-700番目)	両用品目輸出管理リストの7B。
	7D ソフトウェア(2項目;701-702番目)	両用品目輸出管理リストの7D。 ※7Cに規制品目なし
	7E 技術(3項目;703-705番目)	両用品目輸出管理リストの7E。
	(八)船舶(5項目;706-710番目)	両用品目輸出管理リスト第8類と同内容。
	8A システム、設備および部品(5項目;706-710番目)	両用品目輸出管理リストの8A。 ※8B、8C、8D、8Eに規制品目なし
	(九)航空宇宙および推進(47項目;711-758番目)	両用品目輸出管理リスト第9類と同内容。
	9A システム、設備および部品(25項目;711-735番目)	両用品目輸出管理リストの9A。
	9B 試験、検査および生産設備(6項目;736-741番目)	両用品目輸出管理リストの9B。
	9C 材料(9項目;742-751番目)	両用品目輸出管理リストの9C。
	9D ソフトウェア(1項目;752番目)	両用品目輸出管理リストの9D。
	9E 技術(6項目;753-758番目)	両用品目輸出管理リストの9E。
	(十)その他の品目(7項目;759-765番目)	両用品目輸出管理リスト第0類と同内容。
	0A システム、設備および部品(4項目;759-762番目)	両用品目輸出管理リストの0A。

両用品目・技術輸出入許可証管理リスト(両用物項和技術進出口許可証管理目録)  
2024年度版、2025年度版の比較

	0B 試験、検査および生産設備(1項目;763番目)	両用品目輸出管理リストの0B。
	0D ソフトウェア(1項目;764番目)	両用品目輸出管理リストの0Dに該当。※0Cに規制品目なし。
	0E 技術(1項目;765番目)	
一、核輸出管理リスト掲載品目と技術(159項目)	二、核輸出管理リスト掲載品目と技術(159項目)	
(一)核材料(5項目;1-5番目)	(一)核材料(5項目;1-5番目)	
(二)原子炉とそのために特別に設計した設備と部品(12項目;6-17番目)	(二)原子炉とそのために特別に設計した設備と部品(12項目;6-17番目)	
(三)原子炉用非核材料(3項目;18-20番目)	(三)原子炉用非核材料(3項目;18-20番目)	
(四)照射済燃料要素後処理プラントおよびそのために特別に設計または製造した設備(5項目;21-25番目)	(四)照射済燃料要素後処理プラントおよびそのために特別に設計または製造した設備(5項目;21-25番目)	
(五)原子炉燃料要素の製造に使用するプラントとそのために特別に設計または製造した設備(10項目;26-35番目)	(五)原子炉燃料要素の製造に使用するプラントとそのために特別に設計または製造した設備(10項目;26-35番目)	
(六)天然ウラン、劣化ウランまたは特殊核分裂性物質材料同位体分離プラントおよびそのために特別に設計または製造された(分析機器を除く)設備(7項目;36-42番目)	(六)天然ウラン、劣化ウランまたは特殊核分裂性物質材料同位体分離プラントおよびそのために特別に設計または製造された(分析機器を除く)設備(7項目;36-42番目)	
1. 伝動構造部品に使用する材料(5項目;43-47番目)	1. 伝動構造部品に使用する材料(5項目;43-47番目)	
2. 静的部品(7項目;48-54番目)	2. 静的部品(7項目;48-54番目)	
3. ガス遠心濃縮プラント向けに特別に設計または製造された補助システム、設備と部品(5項目;55-59番目)	3. ガス遠心濃縮プラント向けに特別に設計または製造された補助システム、設備と部品(5項目;55-59番目)	
4. ガス拡散濃縮に使用するために特別に設計または製造されたアセンブリと部品(6項目;60-65番目)	4. ガス拡散濃縮に使用するために特別に設計または製造されたアセンブリと部品(6項目;60-65番目)	
5. ガス拡散濃縮に使用するために特別に設計または製造された補助システム、設備と部品(11項目;66-76番目)	5. ガス拡散濃縮に使用するために特別に設計または製造された補助システム、設備と部品(11項目;66-76番目)	
6. 空気圧濃縮プラントに使用するために特別に設計または製造されたシステム、設備と部品(22項目;77-98)	6. 空気圧濃縮プラントに使用するために特別に設計または製造されたシステム、設備と部品(22項目;77-98)	
7. 化学交換またはイオン交換濃縮プラントで使用するために特別に設計または製造されたシステム、設備と部品(14項目;99-112番目)	7. 化学交換またはイオン交換濃縮プラントで使用するために特別に設計または製造されたシステム、設備と部品(14項目;99-112番目)	
8. レーザに基づく濃縮プラントで使用するために特別に設計または製造されたシステム、設備と部品(13項目;113-	8. レーザに基づく濃縮プラントで使用するために特別に設計または製造されたシステム、設備と部品(13項目;113-125番目)	
9. プラズマ分離濃縮プラントに使用するために特別に設計または製造されたシステム、設備と部品(5項目;126-130番	9. プラズマ分離濃縮プラントに使用するために特別に設計または製造されたシステム、設備と部品(5項目;126-130番目)	
10. 電磁濃縮プラントで使用するために特別に設計または製造されたシステム、設備と部品(7項目;131-137番目)	10. 電磁濃縮プラントで使用するために特別に設計または製造されたシステム、設備と部品(7項目;131-137番目)	
(七)重水、重水素と重水素化合物の生産・濃縮するプラントとそのために特別に設計または製造された設備(11項目;138-148番目)	(七)重水、重水素と重水素化合物の生産・濃縮するプラントとそのために特別に設計または製造された設備(11項目;138-148番目)	

両用品目・技術輸出入許可証管理リスト(両用物項和技術進出口許可証管理目録)  
2024年度版、2025年度版の比較

(八)第(五)と(六)に定めた燃料要素の製造とウラン同位体から分離したウランとプルトニウム変換プラントに使用するために専門に設計または製造した設備(11項目;149-	(八)第(五)と(六)に定めた燃料要素の製造とウラン同位体から分離したウランとプルトニウム変換プラントに使用するために専門に設計または製造した設備(11項目;149-159番目)	
二、核両用品と関連技術輸出管理リスト掲載品目と技術(196項目)		両用品目輸出管理リストに統合
三、生物両用品と関連設備・技術の輸出管理リスト掲載品目・技術(144項目)		両用品目輸出管理リストに統合
四、規制化学品管理条例リスト掲載品目(74項目)		両用品目輸出管理リストに統合
五、関連化学品と関連設備と技術輸出管理リスト掲載品目・技術(38項目)		両用品目輸出管理リストに統合
六、ミサイルと関連品目と技術輸出管理リスト掲載品目と技術(186項目)		両用品目輸出管理リストに統合
七、易制毒化学品(有毒化学品前駆物質)(一)(54項目;1-54番目)	三、易制毒化学品(有毒化学品前駆物質)(一)(61項目;1-61番目)	55-61番目(7項目)を新たに追加
八、易制毒化学品(有毒化学品前駆物質)(二)(17項目;1-17番目)	三、易制毒化学品(有毒化学品前駆物質)(二)(41項目;1-41番目)	18-41番目(14項目)を新たに追加
九、両用品目の一部の品目と技術(13項目)		両用品目輸出管理リストに統合
十、特殊両用品目と技術(27項目;1-27番目)		両用品目輸出管理リストに統合
(一)浚渫船(5項目;1-5番目)		両用品目輸出管理リストに統合
(二)高速放水砲(6項目;6-11番目)		両用品目輸出管理リストに統合
(三)ガリウム、ゲルマニウム関連品目(14項目;12-25番)		両用品目輸出管理リストに統合
(四)黒鉛関連品目(2項目;26-27番目)		両用品目輸出管理リストに統合
十一、商用暗号輸出管理リスト(11項目;1-11番目)		両用品目輸出管理リストに統合
1. システム、設備と部品(7項目;1-7番目)		両用品目輸出管理リストに統合
2. 試験、検査と生産設備(2項目;8-9番目)		両用品目輸出管理リストに統合
3. ソフトウェア(1項目;10番目)		両用品目輸出管理リストに統合
4. 技術(1項目;11番目)		両用品目輸出管理リストに統合
十二、臨時管理無人機(1項目)		両用品目輸出管理リストに統合

《中国輸出禁止・輸出制限技術リスト》調整の公開意見募集にかんする通知<sup>2</sup>

技術の輸出入管理を強化するため、《対外貿易法》および《技術輸出入管理条例》の関連規定に基づき、商務部は科学技術部等の部門と共同で《中国輸出禁止・輸出制限技術リスト》（商務部・科技部公告 2023 年第 57 号公告、以下《リスト》と略）の調整を行う予定である。

今回の《リスト》の調整は、新たに技術項目 1 つを追加し、技術項目 1 つを修正し、技術項目 3 つを削除し、国際技術交流・協力を強化するために積極的条件を創出しようとするものである。

今ここに《リスト》の調整について社会に向けて意見を公開募集し、公衆は以下の手段を通じて意見を提出することができる。

1. 電子メール：xiaqian@mofcom.gov.cn；
2. FAX：010-65197352；
3. 郵便：北京市東長安街 2 号商務部服務貿易司、郵便番号：100731。

電子メールの件名、ファックスの第 1 ページ、封筒には“技術輸出リスト公開意見募集”と明記してください。意見のフィードバックの締め切りは 2025 年 2 月 1 日とする。

添付文書：《中国輸出禁止・輸出制限技術リスト》調整内容

商務部服貿司（服務貿易和商貿服務業司）

2025 年 1 月 2 日

---

<sup>2</sup>（訳者注）「关于《中国禁止出口限制出口技术目录》调整公开征求意见的通知」（中華人民共和國商務部・服務貿易和商貿服務業司サイト 2025 年 1 月 2 日）

[https://fms.mofcom.gov.cn/xxfb/art/2025/art\\_4717648e8ef94faba7564800b90ea3cc.html](https://fms.mofcom.gov.cn/xxfb/art/2025/art_4717648e8ef94faba7564800b90ea3cc.html)

；（添付文書：《中国輸出禁止・輸出制限技術リスト》調整内容）

[https://fms.mofcom.gov.cn/cms\\_files/filemanager/10364010/attach/202412/107932713cab4fd282e1e4cd5b792bee.pdf?fileName=%E3%80%8A%E4%B8%AD%E5%9B%BD%E7%A6%81%E6%AD%A2%E5%87%BA%E5%8F%A3%E9%99%90%E5%88%B6%E5%87%BA%E5%8F%A3%E6%8A%80%E6%9C%AF%E7%9B%AE%E5%BD%95%E3%80%8B%E8%B0%83%E6%95%B4%E5%86%85%E5%AE%B9.pdf](https://fms.mofcom.gov.cn/cms_files/filemanager/10364010/attach/202412/107932713cab4fd282e1e4cd5b792bee.pdf?fileName=%E3%80%8A%E4%B8%AD%E5%9B%BD%E7%A6%81%E6%AD%A2%E5%87%BA%E5%8F%A3%E9%99%90%E5%88%B6%E5%87%BA%E5%8F%A3%E6%8A%80%E6%9C%AF%E7%9B%AE%E5%BD%95%E3%80%8B%E8%B0%83%E6%95%B4%E5%86%85%E5%AE%B9.pdf)

(添付文書)《中国輸出禁止・輸出制限技術リスト》調整内容(仮訳)

一、輸出禁止部分

建築装飾・内装とその他の建築業

中国伝統建築技術(番号 085001J)の項目を削除。

二、輸出制限部分

(一) 建築装飾・内装とその他の建築業

1. 中国伝統建築技術(番号:085001X)の項目を削除。

2. 建築環境制御技術(番号:085002X)の項目を削除。

(二) 化学原料・化学製品製造業

電池正極材料の調製技術(番号:252604X)を新たに追加し、管理の要点は以下の通りとする。

“1. 同時に以下の条件を満たす電池用リン酸鉄リチウムの調製技術

(1) 化学式  $\text{Li}_x\text{Fe}_y\text{M}_z\text{PO}_4$ 、このうち  $x, y, z \geq 0$ 、M が Li、Fe 以外の他の 1 つ以上の元素である

(2) 当該材料の 300MPa 下における粉体圧縮密度が  $\geq 2.58\text{g/cc}$ 、0.1C (レート) の可逆容量が  $\geq 160\text{mAh/g}$ 、初回クーロン効率が  $\geq 97\%$  である

2. 同時に以下の条件を満たす電池用リン酸マンガン鉄リチウムの調製技術

(1) 化学式  $\text{Li}_x\text{Fe}_y\text{Mn}_z\text{M}_a\text{PO}_4$ 、このうち  $x, y, z, a \geq 0$ 、M が Li、Fe、Mn 以外の他の 1 つ以上の元素である

(2) 当該材料の 300MPa 下における粉体圧縮密度が  $\geq 2.38\text{g/cc}$ 、0.1C (レート) の初回クーロン効率が  $\geq 90\%$ 、0.1C の可逆容量が  $\geq 155\text{mAh/g}$ 、0.1C の平均電圧が  $\geq 3.85\text{V}$ 、1C (レート) の放電容量維持率が  $\geq 97\%$ 、2C の放電容量維持率が  $\geq 95\%$  である

3. リン酸塩正極原材料の調製技術

(1) リン酸鉄、リン酸鉄マンガン、電池用シュウ酸第一鉄、電池用リン酸二(一)水素リチウム、電池用リン酸リチウムの調製プロセスで、リン酸鉄が同時に以下の条件を満たすもの: タップ密度が  $> 2.1\text{g/cc}$ 、磁性異物量が  $< 10\text{ppb}$ ”。

(三) 非鉄金属精錬・圧延加工業

1. 非鉄金属冶金技術(番号:083201X)の管理の要点 2 を“イオン交換法、樹脂法等の方法を通じてアルミナ母液中から金属ガリウムを抽出する技術とプロセス”に修正<sup>3</sup>。

2. 非鉄金属冶金技術(番号:083201X)に以下の管理の要点を新たに追加:

---

<sup>3</sup> (訳者注) 修正前の管理の要点 2 の内容「アルミナ生産におけるシード析出母液による原液中のガリウムを回収するための“溶解法”プロセス」。

- “9. リシア輝石からリチウムを抽出し炭酸リチウムを生産する技術
- (1) リチウム含有浄化液に基づく炭酸リチウム調製技術
  - (2) 炭化熱分解精製技術
  - (3) 母液の循環使用技術
  - (4) 連続生産の自動制御技術
  - (5) 水酸化リチウムの炭化技術
10. リシア輝石からリチウムを抽出し水酸化リチウムを生産する技術
- (1) リチウム含有浄化液に基づく水酸化リチウム調製技術
  - (2) ナトリウムの凍結析出技術
  - (3) 蒸発結晶化技術
  - (4) 連続生産の自動制御技術
  - (5) 粉碎乾燥技術
11. 金属リチウム（合金）およびリチウム材料の調製技術
- (1) 多陽極電解技術
  - (2) 金属リチウム蒸留精製技術
  - (3) 金属リチウム（合金）およびリチウム材料の圧延加工技術
12. 未精製塩水からの直接リチウム抽出技術
- (1) 吸着剤材料の合成技術（アルミニウム系、チタン系、マンガン系）
  - (2) 塩水のリチウム吸着抽出における PID フロー、吸着と膜統合関連装置等の技術
13. リチウム含有浄化液の調製技術
- (1) イオン交換による不純物除去技術
  - (2) リチウム含有溶液による B、Ca、K、Na、S 等の除去技術
  - (3) 膜分離、電器透析による不純物除去技術”。

商務部公告 2025 年第 1 号<sup>4</sup>

米国企業 28 社を輸出管理規制ユーザーリストに掲載することを公布

【公布部門】 安全・管制局

【公布番号】 商務部公告 2025 年第 1 号

【公布日】 2025 年 01 月 02 日

《中華人民共和国輸出管理法》及び《中華人民共和国両用品目輸出管理条例》等の法律・法規の関連規定に基づき、国の安全と利益を守り、拡散防止等の国際義務を履行するために、ジェネラル・ダイナミクス社等米国企業 28 社を輸出管理規制ユーザーリストに掲載し（付属文書を参照されたい）、且つ以下の措置を講じることを決定した：

- 一、 上記 米国企業 28 社へ両用品目を輸出することを禁止する；現在進められている関連輸出活動は直ちに停止しなければならない。
- 二、 特殊な状況下で輸出を行う必要がある場合は、輸出者は商務部に申請書を提出しなければならない。

本公告は公布の日より実施する。

添付文書；輸出管理規制ユーザーリスト（2025 年 1 月 2 日）

商務部  
2025 年 1 月 2 日

---

<sup>4</sup>「商務部公告 2025 年第 1 号 公布将 28 家美国实体列入出口管制管控名单」（中華人民共和国商務部サイト 2025 年 1 月 3 日）

<http://exportcontrol.mofcom.gov.cn/article/gndt/202501/1081.html>

添付文書；

輸出管理規制ユーザーリスト

(2025年1月2日)

1. ジェネラル・ダイナミクス社 (General Dynamics) ※
2. L3 ハリス・テクノロジーズ社 (L3 Harris Technologies)
3. インテリジェントエピタキシーテクノロジーズ社 (Intelligent Epitaxy Technology)
4. クリアアライン社 (Clear Align LLC)
5. ボーイング・ディフェンス・スペース&セキュリティ (Boeing Defense, Space & Security) ※
6. ロッキード・マーティン社 (Lockheed Martin Corporation) ※
7. レイセオン・ミサイルズ&ディフェンス社 (Raytheon Missiles & Defense) ※
8. ロッキード・マーティン・ミサイルズ・アンド・ファイアコントロール社 (Lockheed Martin Missiles and Fire Control) ※
9. ロッキード・マーティン・エアロノーティクス社 (Lockheed Martin Aeronautics) ※
10. レイセオン/ロッキード・マーティン・ジャベリン・ジョイント・ベンチャー社 (Raytheon/Lockheed Martin Javelin Joint Venture) ※
11. レイセオン・ミサイル・システムズ社 (Raytheon Missile Systems) ※
12. ジェネラル・ダイナミクス・オードナナンス・アンド・タクティカル・システムズ社 (General Dynamics Ordnance and Tactical Systems) ※
13. ジェネラル・ダイナミクス・インフォメーション・テクノロジー社 (General Dynamics Information Technology) ※
14. ジェネラル・ダイナミクス・ミッション・システムズ社 (General Dynamics Mission Systems) ※
15. インターコースタル・エレクトロニクス社 (Inter-Coastal Electronics) ※
16. システム・スタディーズ&シミュレーション社 (System Studies & Simulation) ※
17. アイアンマウンテン・ソリューションズ社 (IronMountain Solutions) ※
18. アプライド・テクノロジーズ・グループ (Applied Technologies Group) ※
19. アクシエント社 (Axient) ※
20. ロッキード・マーティン・ミサイル・システム・インテグレーション・ラボ (Lockheed Martin Missile System Integration Lab) ※
21. ロッキード・マーチン・アドバンスドテクノロジー・ラボラトリーズ (Lockheed Martin Advanced Technology Laboratories) ※
22. ロッキード・マーチン・ベンチャーズ社 (Lockheed Martin Ventures) ※
23. アンドゥリル・インダストリーズ社 (Anduril Industries) ※

24. マリタイム・タクティカル・システムズ社 (Maritime Tactical Systems) ※
25. パシフィック・リム・ディフェンス社 (Pacific Rim Defense) ※
26. AEVEX エアロスペース社 (AEVEX Aerospace) ※
27. LKD エアロスペース社 (LKD Aerospace) ※
28. サミット・テクノロジーズ社 (Summit Technologies Inc.) ※

注：※は 2024 年に反外国制裁法の報復リストに掲載された企業。

信頼できないエンティティリスト業務機構による Lockheed Martin Missiles and Fire Control 社等米国企業 10 社に対して信頼できないエンティティリストの措置を採ることに  
関する公告<sup>5</sup>

【公布部門】 安全与管制局

【公布番号】 信頼できないエンティティリスト業務機構公告〔2025〕1号

【公布日】 2025年01月02日

信頼できないエンティティリスト業務機構  
公告  
2025年 第1号

国の主権、安全及び発展の利益を守るため、《中華人民共和国対外貿易法》、《中華人民共和国国家安全法》、《中華人民共和国反外国制裁法》等の関係する法律に基づき、信頼できないエンティティリスト業務機構は《信頼できないエンティティリスト規定》第二条、第八条及び第十条等の関連規定に依拠して、台湾地区への武器販売に関与した以下企業を信頼できないエンティティリストに掲載し、且つ以下の処置・措置を採ることを決定した：

- ①Lockheed Martin Missiles and Fire Control
- ②Lockheed Martin Aeronautic
- ③Lockheed Martin Missile System Integration Lab
- ④Lockheed Martin Advanced Technology Laboratories
- ⑤Lockheed Martin Ventures
- ⑥Raytheon/Lockheed Martin Javelin Joint Venture
- ⑦Raytheon Missile Systems
- ⑧General Dynamics Ordnance and Tactical Systems
- ⑨General Dynamics Information Technology
- ⑩General Dynamics Mission Systems

---

<sup>5</sup> 「不可靠实体清单工作机制公告〔2025〕1号」（中華人民共和国商務部サイト 2025年1月3日）

<http://exportcontrol.mofcom.gov.cn/article/gndt/202501/1080.html>

- (一) 上記企業が中国に関連する輸出入活動に従事することを禁止する；
- (二) 上記企業が中国国内で新たに投資することを禁止する；
- (三) 上記企業の高級管理職員が入国することを禁止する；
- (四) 上記企業の高級管理職員の中国国内での就業許可、滞在あるいは在留資格を不承認及び取り消す。

本公告に規定されていない事項については、《信頼できない実体リスト規定》に基づき、執行する。

本公告は公布の日より実施する。

信頼できないエンティティリスト業務機構  
(商務部代章)

2025年1月2日

米国の軍需企業及び高級管理職員に対して報復措置を採ることに関する決定<sup>6</sup>  
(2024年12月27日中華人民共和国外交部令第16号公布, 2024年12月27日より施行)

米国は最近、中国の台湾地区へ多額の武器援助を提供し、武器を販売することを再び公表しており、米国の「2025会計年度米国国防権限法案」には中国に関連した多くの否定的な条項が含まれており、「一つの中国」原則と中米間の三つの共同コミュニケに著しく違反し、中国の内政に著しく干渉し、中国の主権と領土保全に著しい損害をもたらした。

《中華人民共和國反外国制裁法》第三条、第四条、第五条、第六条、第九条、第十五条の規定に基づき、中国は、Insitu, Inc.、Hudson Technologies Co.、Saronic Technologies, Inc.、Raytheon Canada、Raytheon Australia、Aerkomm Inc.、Oceanering International, Inc.等の添付《報復リスト》に掲載された7企業及び関連する高級管理職員に対して以下の報復措置を採ることを決定した：

- 一、中国国内の動産、不動産及びその他の各種財産を凍結する；
- 二、中国国内の組織、個人が当該企業と関係する取引、提携等活動を行うことを禁止する。

本決定は2024年12月27日より施行される。

添付文書：報復リスト

外交部  
2024年12月27日

添付文書

報復リスト

- 一、インシツ社 (Insitu, Inc.)
- 二、ハドソン・テクノロジーズ社 (Hudson Technologies Co.)
- 三、サロニック・テクノロジーズ社 (Saronic Technologies, Inc.)
- 四、レイセオン・カナダ社 (Raytheon Canada)
- 五、レイセオン・オーストラリア社 (Raytheon Australia)

---

<sup>6</sup>「关于对美国军工企业及高级管理人员采取反制措施的决定」（中華人民共和国外交部サイト2024年12月27日）

[https://www.fmprc.gov.cn/web/wjbxw\\_new/202412/t20241227\\_11520050.shtml](https://www.fmprc.gov.cn/web/wjbxw_new/202412/t20241227_11520050.shtml)

六、エアコム社 (Aerkomm Inc.)

七、オーシャニアリング・インターナショナル社 (Oceaneering International, Inc.)